

都立中央図書館 食堂・カフェ・自動販売機設置業者募集要項

東京都立中央図書館（以下「都立中央図書館」という。）の食堂・カフェ・自動販売機の運営事業者（以下「事業者」という。）を下記のとおり公募により選定する。

第1 募集目的

都立中央図書館の利用者及び職員等施設を利用する者の利便を図るため。

第2 運営のコンセプト

都立中央図書館は、都民の調査・研究や課題解決に役立つ図書館として、「知の集積・発信」に努め、「未来を拓く力」となるべくさまざまなサービスを提供している。

その立地は有栖川宮記念公園内にあり、それぞれの利用者、地域住民が行き交う中に位置することから、図書館に食堂等を設置することで、憩いとにぎわいの場を創出し、さらなる図書館の魅力向上を図るものである。

よって、図書館の魅力向上に寄与する食堂等事業の運営コンセプトは、以下のとおりとする。

都立中央図書館の施設及び周辺地域と調和し、図書館利用者だけでなく、地域住民、公園利用者等多くの方々が利用できる開かれた店舗であること。

メニュー、価格等は利用者が満足できる質の高いサービスを提供すること。

図書館の魅力向上の一環として、図書館の事業と連携した企画を展開すること。

利用者に安心感を与える接客を行うこと。

第3 募集概要

1 所在地 港区南麻布五丁目7番13号 都立中央図書館
(開館時間：平日10時～21時 土日祝日：10時～17時30分)

2 運営施設等の概要

(1) 食堂

設置場所	5階
面積	使用許可対象範囲(122.33㎡)のうち、使用許可面積は75.68㎡以内とする。 使用許可対象範囲については、別紙1のとおり。 使用許可面積は、別途協議の上、必要とする面積に限定することができる。 飲食スペースは使用許可対象外とする。(持込み可)
席数	職員用 40席程度、利用者用 120席程度
休業日	休館日(月2回、年末年始、特別整理期間)
営業時間	平日 午前11時から午後5時まで 土日祝日 午前11時から午後5時まで ・昼食を提供できるよう営業すること。

その他	<ul style="list-style-type: none"> ・提供方法については、必ずしも対面による調理形態でなくてもよい。 (例：弁当販売等) ・営業は、上記時間内で行うこと。ただし、開館時間内であれば、別途協議の上、上記以外の時間も営業することができる。
-----	--

(2) カフェ

設置場所	1階ロビー
面積	<p>使用許可対象範囲 15㎡程度(厨房を含む販売スペース)</p> <p>使用許可対象範囲については、別紙2のとおり。</p> <p>使用許可面積は、別途協議の上、必要とする面積に限定することができる。</p> <p>飲食スペースは使用許可対象外とする。(持込み不可)</p>
席数	15席程度
休業日	休館日(月2回、年末年始、特別整理期間)
営業時間	<p>平日 午前10時から午後5時まで</p> <p>土日祝日 午前10時から午後5時まで</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・原則飲料類は提供することとし、菓子や軽食等の提供も可とする。 ・営業は、上記時間内で行うこと。ただし、開館時間内であれば、別途協議の上、上記以外の時間も営業することができる。

(3) 自動販売機

設置場所	5階カフェテリア、自動販売機コーナー
種類	飲料水等自動販売機
設置台数	4台程度
その他	<p>省エネ型かつノンフロン製品の機種であること。</p> <p>軽食を提供できる機種も可とする。</p>

第4 期間

使用許可書に記載の日から3年間とする。ただし、運営開始前の準備及び終了後の撤収等に要する期間についても、使用許可期間に含む。

第5 施設の使用許可

1 使用許可の根拠

東京都教育財産管理規則第15条第1項第4号

2 使用料等

(1) 食堂及びカフェ

ア 使用料 1㎡あたり月額使用料は、2,475円(令和5年度時点)とする。
使用料は、地価等に応じて毎年変動する。

イ 物品貸付料 別紙3のとおり。ただし、必要とする物品に限定することができる。

ウ 使用料の減額 以下のいずれか若しくは全ての条件を満たした場合には、使用料の50%を減額する。

(ア) 食堂又はカフェのいずれかにおいて、障害者の雇用(アルバイトを含む)を行う場合

(イ) 食堂又はカフェのいずれかにおいて、計画的に、障害者(児)の職場実習の受入れを行う場合

障害者： 障害者基本法第2条で定義される障害者(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持する者)
なお、(イ)にあつては、各種の手帳を所持しない発達障害者(児)等で、障害者雇用促進法上の支援が必要な者(児)を含むものとする。

雇 用： 16日/月、8時間/日以上勤務(複数人の合算も可)

(ウ) 市価よりも低廉な価格で販売する場合

なお、使用料減額の条件を満たさなくなった場合は、減額の適用はない。

(2) 自動販売機

使 用 料

1㎡あたり月額使用料は、2,475円(令和5年度時点)とする。

使用料は、地価等に応じて毎年変動する。

市価よりも低廉な価格で販売する場合は使用料を免除することができる。

3 事業者の負担等

光熱水費、清掃費、廃棄物処理費、人件費、自動販売機の設置に係る費用等を負担すること。

4 使用上の制限

(1) 事業者は、使用財産を第三者に使用させることはできない。

(2) 事業者は、使用財産について、形質の変更をしてはならない。ただし、あらかじめ書面による承認を受けたときは、この限りではない。

5 使用許可の取消し又は変更

次のいずれかに該当するときは、使用許可の取消し又は変更を行うことがある。

(1) 許可条件に違反したとき

(2) 使用財産を、公用または公共用に供するため必要とするとき

6 原状回復等

事業者は、使用期間が満了したとき、または上記5の規定により使用許可を取消されたときは、自己の負担において直ちに原状に回復すること。

なお、この場合、事業者は、都立中央図書館に一切の補償を請求することができない。

7 損害賠償

(1) 事業者は、その責に帰する理由により、都立中央図書館または第三者に損害を与えたときは、すべて自己責任でその損害を賠償しなければならない。

(2) 事業者は、この許可書に定める義務を履行しないため都立中央図書館に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

8 有益費償還請求権の放棄

事業者は、使用財産について支出した有益費、必要費その他の費用を請求することができない。

9 実地検査等

都立中央図書館において必要があるときは、使用財産について随時実地検査し、資料の提出または報告を求め、その他その維持使用に関し指示することができる。

第6 応募資格要件

- 1 同一業種の営業経験年数が3年以上であること
- 2 税金を完納していること
- 3 資産状態が良好であること
- 4 東京都内に事業の店舗を有していること
- 5 応募日現在において、飲食店営業の許可及び今回の提案を実施するための必要な資格、免許等を有していること。また、運営開始までに取得できる見込みがあること。
- 6 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に規定する処分を受けている団体ではないこと
- 7 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第4号に既定する暴力団関係者ではないこと
- 8 上記6及び7に掲げる者から委託を受けた者並びにその関係団体及びその役職又は構成員ではないこと

第7 出店条件

- 1 飲食物の提供を行うに当たっては、食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び食品製造業等取締条例（昭和28年東京都条例第111号）を遵守すること。
- 2 事業者は都立中央図書館長の指示に従い、建築、電気、機械及び防災等の各設備を、常に良好な状態に保つこと。
- 3 使用許可対象範囲における清掃、食堂等の出店及び自動販売機の設置に伴い生じる廃棄物処理については、事業者の責任において適切に行うこと。
- 4 食堂の利用者の多寡にかかわらず、休館日又は都立中央図書館長の許可を事前に得た日以外は営業すること。
- 5 誰でも気軽に利用できるメニューの提供ができること。
- 6 販売品目及び価格については、事前に都立中央図書館長に一覧表を提出し、その承認を得ること。なお、アルコール類の提供は不可とする。
- 7 自動販売機については、省エネ型かつノンフロン製品の機種であること。また、品切れ及び不良品の発生時には即時補給し、常時販売できる体制がとれること。
- 8 出店にあたり工事が必要な場合は、工事開始前に都立中央図書館長の承認を得た上で、事業者の負担と責任において行うこと。
- 9 都立中央図書館に寄せられた食堂利用者からの苦情・要望について、誠実に対応し、可能な限り改善できる体制がとれること。

第8 公募手続

- 1 運営開始までのスケジュール

事 項	月 日
募集要項提示	令和5年7月18日（火）
企画提案参加申込書及び応募書類（企画提案書を除く）の提出	令和5年8月1日（火）午後5時まで

質疑の受付	企画提案参加申込書提出後から令和5年8月7日(月)午後5時まで
質疑に対する回答	令和5年8月9日(水)
一次選考(書類審査)	令和5年8月18日(金)予定
企画提案書の提出	令和5年8月25日(金)午後5時まで
二次選考(プレゼンテーション)	令和5年8月29日(火)予定
事業者の決定	令和5年9月初旬
運営に関する協定書締結及び使用許可手続	令和5年9月中旬～下旬
開店、営業開始	令和5年10月1日(日)

2 企画提案参加申込書の提出

本募集の参加希望者は、以下のとおり、企画提案参加申込書(様式1)を提出すること。

受付期間	令和5年7月18日(火)から令和5年8月1日(火)午後5時まで
提出方法	持参又は郵送(必着)
提出先	都立中央図書館管理部総務課庶務担当 (〒106-8575 港区南麻布五丁目7番13号)

3 質疑及び回答

上記2の企画提案参加申込書の提出者に対して、以下により本募集要項に関する質疑を受付ける。なお、回答は、受付けた質疑全てについて、企画提案参加申込書の提出者全員に対し、Eメールにて送付する。

受付期間	企画提案参加申込書提出後から令和5年8月7日(月)午後5時まで
提出書類	質疑書(様式2)
提出先	都立中央図書館宛てEメール(S9000051@section.metro.tokyo.jp)
質疑に対する回答	令和5年8月9日(水)

4 応募書類等の提出

企画提案参加申込書の提出者は、提出書類一覧(別紙4)に基づき、応募書類等を作成の上、以下のとおり、提出すること。なお、提出された応募書類等は返却しない。

提出期限	別紙4 提出書類一覧1～9 令和5年8月1日(火)午後5時まで 別紙4 提出書類一覧10 令和5年8月25日(金)午後5時まで
提出方法	持参(郵送及びEメールでの提出は不可)
提出先	都立中央図書館管理部総務課庶務担当 (〒106-8575 港区南麻布五丁目7番13号)

5 事業者の選定

(1) 選考方法

提出された応募書類に基づく書類審査(一次選考)及び、企画提案内容についてのプレゼンテーシ

ョンによる審査（二次選考）を行い、事業者を選定する。プレゼンテーションの日時等については、一次書類選考の結果と合わせて別途通知する。

選考結果は、全ての応募書類等提出者に対して、文書で通知する。

なお、審査結果の内容についての問い合わせには応じない。

(2) 評価項目

評価項目	着眼点	
確実な運営・実績	実績年数、都内での営業実績等	一次選考 (書類審査)
財務の健全性	納税状況 財務状況	
企画提案	運営方針	二次選考 (プレゼンテーション)
	運営体制	
	店舗等イメージ	
	サービス内容	
	安全・衛生管理	
	その他	

(3) 選定取り消し

以下の場合には、事業者としての決定を取り消すことがある。

ア 正当な理由なく、都立中央図書館の指定する期日までに運営に関する協定書締結及び使用許可手続に応じなかったとき。

イ 提出された応募書類に虚偽が判明したとき、又は、著しく社会的信用を損なう行為等により、事業者としてふさわしくないと都立中央図書館が判断したとき。

6 運営に関する協定書の締結

都立中央図書館と事業者の間で、食堂等の設置や運営について協議を行い、使用許可条件となる以下の項目のうち、必要な事項に関して協定を締結する。

法令等の遵守、運営に関する費用、第三者に対する債権債務、図書館の名義使用の禁止、管理区分、設備点検の実施、報告義務、改修工事、販売品目、営業日時、従業員名簿の提出、衛生管理、容器回収箱の設置、防火管理、収支報告の義務、廃棄物排出量報告の義務、原状回復、補償請求、接客態度、指導・改善確認・使用許可取消し、秘密の保持、損害賠償、実地検査、協定の有効期限、解除の申入れ、光熱水費の負担、その他
--

7 使用許可手続

上記6の運営に関する協定書締結後、事業者は、行政財産使用許可申請書を提出し、使用許可手続を行うこと。

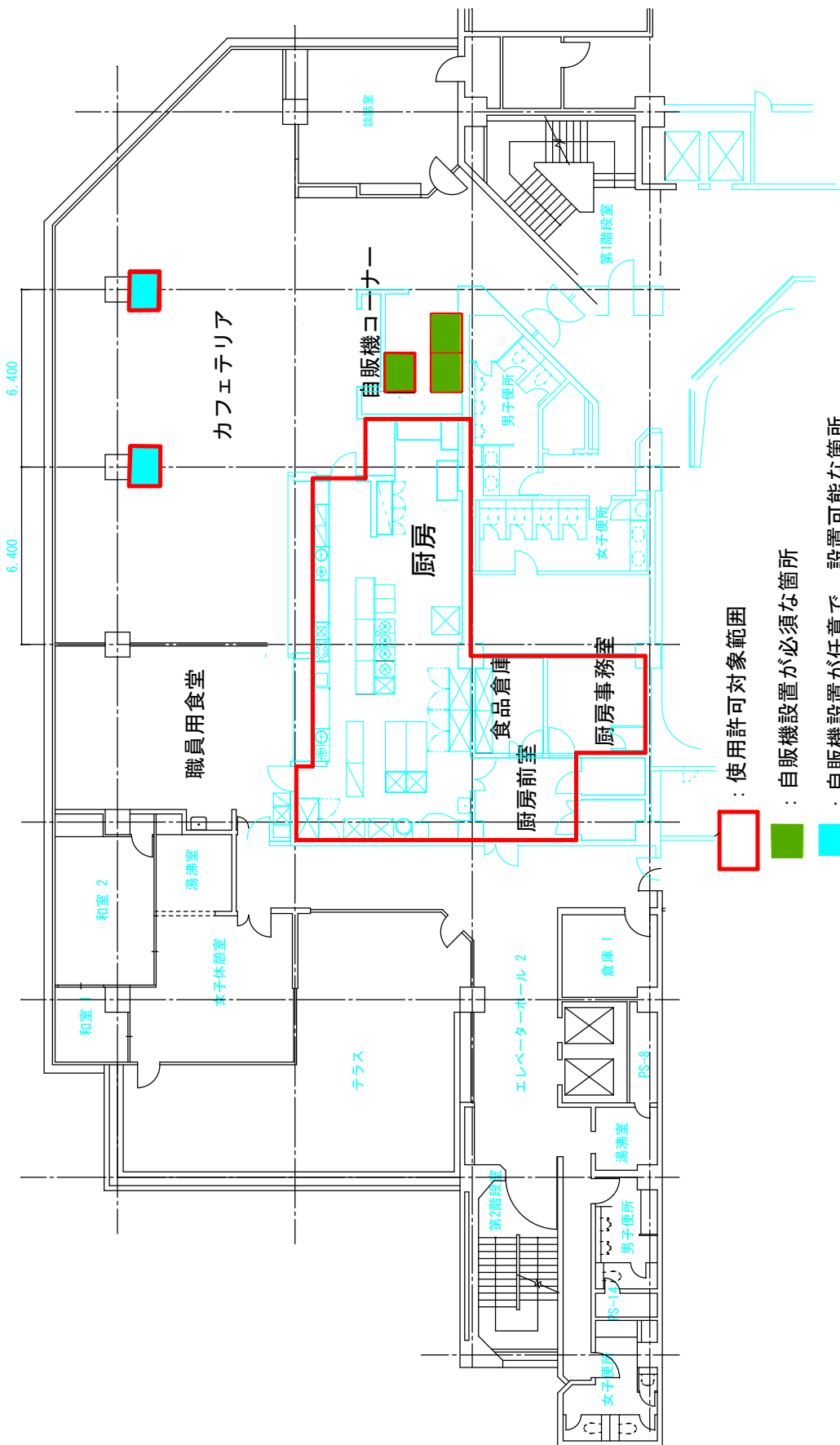
8 費用負担

応募及び使用許可手続に係る一切の経費は、応募者の負担とする。

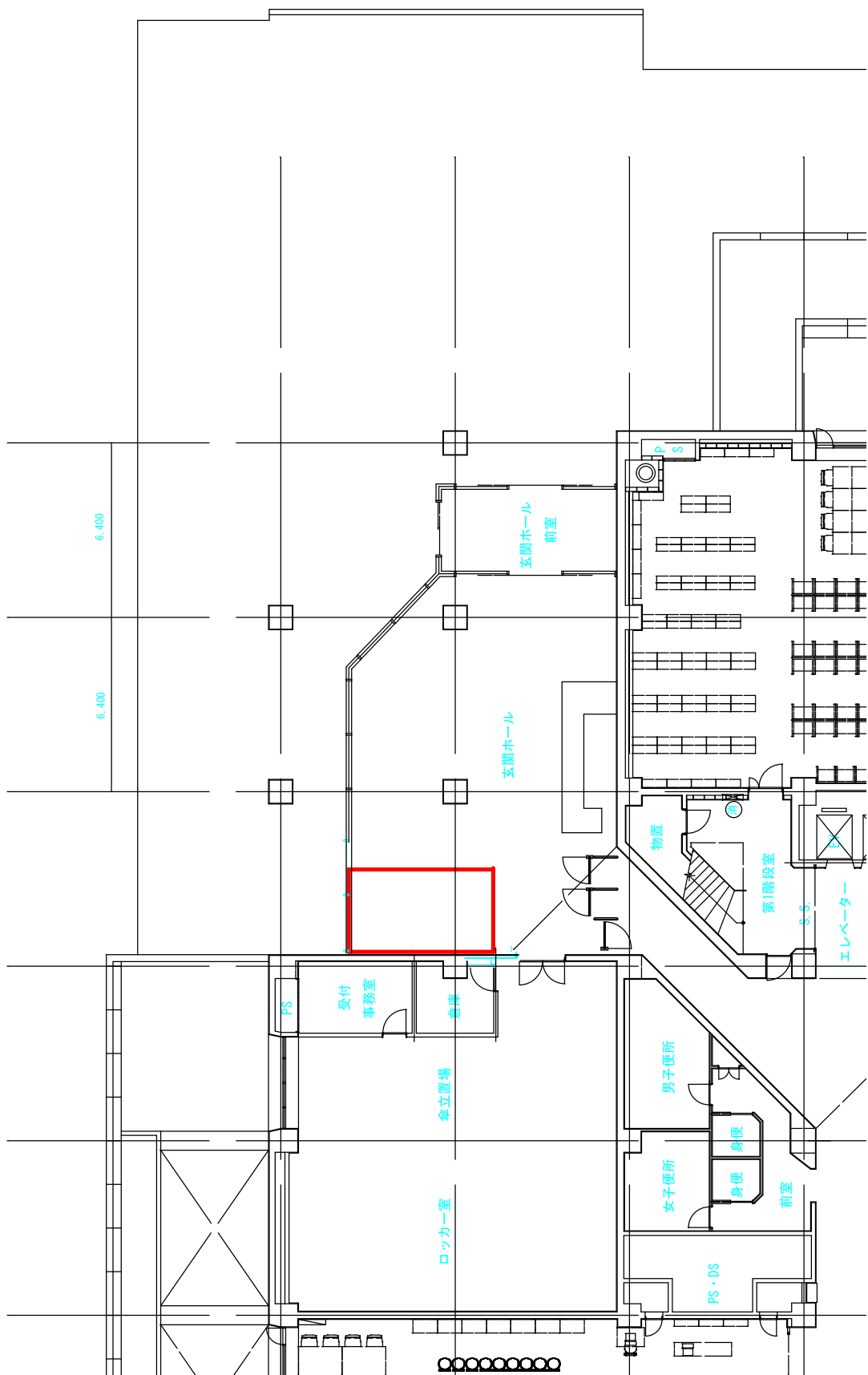
第9 問合せ先

都立中央図書館管理部総務課庶務担当

電話 03(3442)8451



5階平面図



□ : 使用許可対象範囲

1F平面図

貸付物品一覧

令和5年4月1日現在

番号	品名	規格	数量	貸付価格 月額(円)
1	冷蔵庫	FR1580GA 1500×800×1950H	1	899
2	冷蔵庫	1500×800×1900H	1	927
3	冷凍庫	FR F 1580 J 3 1500×800×1950H	1	1,132
4	ガステーブル	FGTNS157532 1500×750×850H	1	598
5	脇台	300×750×850H	1	49
6	ガスフライヤー	FGF21NA75 500×750×850H	2	803
7	ワークテーブル	1500×750×850H	2	535
8	ワークテーブル	1150×600×850H	1	232
9	ウォーマー架台	1200×600×850H, 600H	1	150
10	ワークテーブル	1200×750×850H	1	244
11	一槽シンク	1250×600×850H	1	378
12	フードウォーマー	FFW3555F 350×555×285H	1	267
13	茹麺器	FGNB606006A 600×600×800H	1	1,071
14	ローレンジ	FGTLS0660 600×600×450H	1	321
15	ヨルトテーブル	FRT1560JF 1550×600×850H	1	667
16	ウォーマーテーブル	FWT1560 F 1500×600×850H	1	1,001
17	ワークテーブル	850×600×850H	1	220

貸付物品一覧

令和5年4月1日現在

番号	品名	規格	数量	貸付価格 月額(円)
18	シンク付台	1450 × 600 × 850H	1	235
19	製氷機	I M-65 T L 800 × 525 × 800H	1	1,225
20	オーバ-シェルフ	1750 × 400 × 1段	1	126
21	シャワ-シンク	1750 × 1050 × 850H	1	839
22	ソルトテーブル	1400 × 700 × 850	1	405
23	洗浄機	JW-680A-HP WB-25H-HP	1	3,283
24	ミキサー	ホバ-ト HL-200	1	3,931
			26	19,538

年額 19,538 × 6か月 = 117228円

提出書類一覧

	書類	内容	提出部数
1	食堂・カフェ・自動販売機設置申込書	様式3	1部
2	定款	最新のもの(法人のみ)	1部
3	事業概要	企業理念(経営方針)、事業経歴、創立(創業)年月日、資本金、事業内容、従業員数、主な取引先、出店実績等 ・パンフレット等で可。ただし、パンフレットに記載のない内容については、補足して提出のこと。	1部
4	営業所等一覧表	様式4 ・東京都知事(その委任を受けた特別区長を含む。)から営業許可を受けて営業している全ての営業所・店舗等について、それぞれの名称、所在地、最初の営業許可年月日を記載のこと ・応募書類提出日現在、公共施設において、使用許可等により営業している店舗がある場合は、必ず記載のこと	1部
5	財務諸表	・直近2か年の営業年度分のもの ・法人の場合は、貸借対照表、損益計算書及び株資本等変動計算書 ・個人の場合は、収支計算書及び営業用純資本計算書	各1部
6	納税証明書	・直近1か年の営業年度分のもの ・法人の場合は、法人税及び法人事業税(確定申告分)に係るもの ・個人の場合は、所得税及び個人事業税に係るもの ・納税実績のない場合は、その理由を詳細に記載した書面及び住民税並びに主たる固定資産税の納税証明書	各1部
7	商業登記簿謄本	原本(3か月以内のもの) ・個人で商号を用いている場合は、商号登記簿謄本 ・個人で営業している場合は、住民票又は外国人登録済証明書等	1部
8	印鑑登録証明書	原本	1部
9	申立書	様式任意 ・直近3か年の間に、自動販売機による営業販売に関し、所管行政庁から食品衛生法(昭和22年法律第233号)又は食品製造業等取締条例(昭和28年東京都条例第111号)の規程に基づき、営業許可の取り消し、営業の禁止、営業の停止、又は食品衛生上の危害を除去するための必要措置命令の行政処分を受けたことがないことの申立書	1部

10	企画提案書	<p>以下の項目及び内容についての企画書を作成のこと。 企画書は、全体でA4判30ページ程度とする。 実現可能性の低い企画は含めず、確実に実施できる内容を提案すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 運営方針 コンセプト、ニーズの把握、運営予測、集客のための工夫、開店までのスケジュール、営業時間、休業日等 2 運営体制 責任体制、従業員の配置、従業員教育、クレーム対応等 3 店舗イメージ等 使用許可対象範囲における店舗イメージ図、設備等整備計画、使用予定調理器具及び食器等 4 サービス内容 食堂・カフェにおけるメニュー及び予定価格、図書館事業と連携した企画等 自動販売機における販売品目及び予定価格、自動販売機の仕様、特徴、災害時対応等 5 安全・衛生管理 食中毒等防止対策、清掃、廃棄物処理等日常衛生管理、災害時対応等 6 その他 社会貢献活動の取組み等 	<p>正1部 副9部</p> <p>応募者名は、正1部にのみ記載し、副9部には、応募者名及び応募者を推測できる記載はしないこと。</p>
----	-------	--	---